



ジョブ・カードだより



暑中お見舞い申し上げます



◇ジョブ・カード制度普及説明会について◇

当サポートセンターでは『第一回 ジョブ・カード制度普及説明会』を下記内容にて開催いたします。参加無料ですので、企業の経営者様・人事労務担当者様に是非ご参加いただきたくご案内致します。

◎7月20日（木）13：30～15：00

◎気仙沼商工会議所 2階会議室

◎「ジョブ・カード制度」とは

・DVD上映

・「ジョブ・カードを活用した雇用型訓練」について（一部・二部）など

お申込みは同封のチラシ参加申込書に必要事項をご記入の上、7月18日（火）までFAXにてお申込みください。

◇【非正規社員向け助成金】有期実習型訓練の事業主に関する留意事項◇

有期実習型訓練を計画・実施するにあたり、以下の項目に注意してください。

- ・労働基準法を遵守している事業主であること。
- ・訓練計画の提出日の前日から6ヶ月以内に会社都合解雇をしていないこと。
- ・訓練計画の申請から訓練の実施後、支給申請までの流れはとても重要であり、順番が入れ替わったり、日付の整合性が取れない場合は、支給申請に至らないこともある。
- ・訓練計画届は、訓練の開始予定日の前日の1

ヵ月前までの必ず提出する必要がある。

- ・Off-JTの社内指導者の確保（経験5年以上、かつ、指導に時間を割ける人）の有無を確認する。指導者の出退勤が管理されているか、OJTの指導者を確保できるかどうかを確認する。

その他有期実習型訓練に関する詳細については厚生労働省HPより「キャリアアップ助成金」→パンフレット「有期実習型訓練のご案内」をご覧ください。

◇【正社員向け助成金】セルフ・キャリアドック制度のお勧め◇

☆セルフ・キャリアドック制度とは、従業員にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを定期的（従業員の年齢・就業年数・役職などの節目）に実施する制度です。

☆制度導入の流れ

①制度導入・適用計画の作成・提出

↓

②制度の導入

↓

③制度の適用

↓

④支給申請書の提出

↓

⑤助成金の支給

☆助成額 47・5万円（生産性要件を満たす場合 60万円）

尚、「セルフ・キャリアドック制度」に関する詳細は厚生労働省HPより「人材開発支援助成金(旧キャリア形成助成金)」→「パンフレット」又は「制度導入活用マニュアル」をご覧ください。

◇生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます◇

平成29年度より、企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた企業が労働関係助成金(一部)を利用する場合、その助成額又は所成率を割増します。

- ・助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること。

・「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

雇用保険被保険者数

尚、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

また、6%を満たしていない場合でも別に定める要件に合致する場合には「生産性要件」を満たすものとして取り扱うことがあります。

詳しくは厚生労働省HPより「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」→「パンフレット」をご覧ください。

◇キャリアアップ助成金（有期実習型訓練）実施計画に係るチェックリスト◇

訓練実施計画の参考にしてください。

- 雇用保険定期用事業所であるか
- 過去6ヶ月以内に解雇等がないか
- 正社員を育成することを目的としているか

試用員として雇用を約束された訓練生ではないか

訓練予定者が役員等の3親等以内の親族でないか

訓練予定者に対し制度について説明し、理解させているか

訓練予定者は公共職業訓練・求職者支援訓練修了後6ヶ月を経過しているか

1人親方でないか

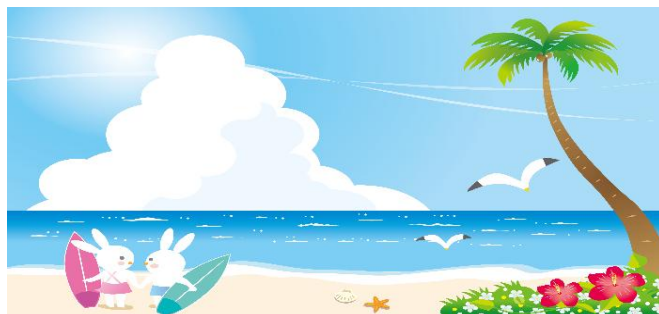
複数の指導者がいるか

指導者の人数に対し、訓練時間は適正か

職業能力証明シートの基準はチェックしたか

※ジョブ・カード制度に関する詳しい情報は、気仙沼商工会議所ホームページでも掲示しております。

<http://www.kesenuma.or.jp/>



ジョブ・カードだよりに関するご意見やご要望につきましては、下記までご連絡ください。

第2号 2017年7月1日（夏号）発行

発行元 宮城県地域ジョブ・カードサポートセンター
（気仙沼商工会議所）

〒988-0084

宮城県気仙沼市八日町 2-1-11

TEL 0226 (24) 4961

FAX 0226 (24) 4962

（本紙の無断転載を禁ず）